

## ○聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生・教職員等（以下「構成員」という。）が、就学・就労・教育・研究のための良好な環境を確保できることを目的とするものであり、ハラスメントの発生を防止するとともに、万一ハラスメントが発生した場合における事後の迅速かつ的確な対応を定めるものである。

(定義)

**第2条** この規程において「ハラスメント」とは、行為者の意図にかかわらず相手方の意に反する不適切な言動等により、相手方に不快感を与えること、あるいは相手方に不利益や損害を与える、若しくは個人の尊厳を侵害する行為をいう。

2 前項のハラスメントとは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手方の意に反する性的言動等のことであり、それによって相手方に不快感や不利益を与えること、又は就学・就労等の環境を悪化させること。
- (2) 「パワー・ハラスメント」とは、優越する地位にある者が、本来の業務の範疇を超えて、従属的な立場の者に対し、その人格と尊厳を傷つける言動を行うことによって、相手方に不快感若しくは不利益を与えること、又は環境を悪化させること。
- (3) 「アカデミック・ハラスメント」とは、大学の教育・研究の場において、教育・研究上の優越的な地位にある者が行う不適切な言動、指導及び待遇のことであり、これによって相手方の学習・研究意欲を低下させること、又は学習・研究環境を悪化させること。
- (4) 「そのほかのハラスメント」とは、就学・就労上の関係にある本学の構成員が、人種、国籍、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等、広く人格に関わる事項において、相手の意に反する不適切な言動を行い、これにより相手が精神的な面を含め、就学・就労・教育・研究のための環境を悪化させることをいう。
- (5) ハラスメントの行為者とされた者（以下「行為者とされた者」という。）の言動が次に該当する場合にあっても、ハラスメントにあたるものとする。

①教職員と学生間、職務経歴・社会経験・実績、地位の優位性、学生同士、長幼・性別等にかかわらず行為者とされた者の言動が本条第2項1号から4号に準ずる行為であると認められるとき。

②当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(責務)

**第3条** 本学のすべての構成員は、ハラスメントのない健全な就学、教育、研究、就労、及び職務遂行上の環境を形成し、これを維持するよう努めなければならない。

- 2 学長は、教職員及び学生に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努めるとともに、ハラスメントに関する問題が発生した場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならぬ。
- 3 教職員を監督する地位にある者は、本学構成員の言動に十分な注意を払い、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(ハラスメント防止及び解決のための組織)

**第4条** 本学は第1条の目的を達成するため、学長の下に次の機関を設ける。

- (1) ハラスメント防止委員会
- (2) ハラスメント調査会
- (3) ハラスメント相談員

(ハラスメント防止委員会)

**第5条** 本学はハラスメントの防止等の措置を講じるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に対応するため、各キャンパスにハラスメント防止委員会（以下委員会という。）を置く。

- 2 委員会は次の各号に掲げる事項を取り扱う。
  - (1) ハラスメント防止のための啓発及び研修に関する事項
  - (2) ハラスメント相談員の選出
  - (3) ハラスメント調査会（以下調査会という。）の設置及び調査員の選出
  - (4) ハラスメント問題に係る被害者の救済方法に関する事項
- 3 委員会はキャンパスごとに学長が任命する次の委員をもって構成する。
  - (1) 北条キャンパス
    - ①人間健康福祉学部長
    - ②保育学科長
    - ③事務局長
    - ④総務課長
    - ⑤その他北条キャンパスの教職員若干名
  - (2) 松山市駅キャンパス
    - ①看護学部長
    - ②大学院研究科長
    - ③事務部局長
    - ④事務部局課長
    - ⑤その他松山市駅キャンパスの教職員若干名
- 4 委員会の委員長は、北条キャンパスにあっては人間健康福祉学部長が、松山市駅キャンパスにあっては看護学部長をもって充てる。

5 委員長は委員会を招集し、議長となり会務を統括する。また委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた者がその職務を代行する。

(委員会の運営)

**第6条** 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者の出席や外部の専門家の意見を求めることができる。
- 4 委員会は相談員に業務を担当するための適切な研修を受けさせなければならない。
- 5 委員会は、構成する委員に対して相談者からの申立てがあるときは、委員を除いて組織しなければならない。
- 6 委員会の事務は北条キャンパスにあっては総務課、松山市駅キャンパスにあっては事務部局が処理する。

(ハラスメント相談員)

**第7条** 学長は、ハラスメントに関する相談に対応するための窓口として、学内の教職員の中から委員会が推薦する次の者をハラスメント相談員（以下「相談員」という。）として任命する。

- (1) 各キャンパスの専任教職員のうち若干名
  - (2) 各キャンパスの学生相談室カウンセラー
- 2 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 3 相談員は、防止委員会委員、調査会調査員を兼任することができない。
  - 4 相談員は、ハラスメントの被害を受けたとする者（以下「被害を受けたとする者」という。）のプライバシーを保護し、かつ人権を侵害しないよう十分に配慮の上、相談を行うものとする。
  - 5 相談員は、相談に関する記録を作成し、委員会へ報告しなければならない。
  - 6 委員長は、相談員からのハラスメントに関する苦情の申立ての報告に際し、事実関係を調査する必要があると認めるときは、調査会の設置を学長に要請する。

(調査会)

**第8条** 学長は、委員長の報告によりハラスメントの事実関係を調査する必要があると認めるときは、委員長と協議の上、当該事例に合わせた適格者3名で構成する調査会を設置する。

- 2 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査会組織後30日以内に調査結果報告書を防止委員長に提出しなければならない。
- 3 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

(指導・調停)

**第9条** 相談員からハラスメントに関する苦情の申し立てがあることを報告された委員長が、指導・調停によって問題の解決が可能であると判断した場合は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、指導・調停にあたることができる。

2 委員長は、指導・調停の結果を学長及び当該相談員に報告するものとする。

(防止委員長の事故)

**第10条** 第7条第6項の定めにかかわらず、委員長が行為者であるとして相談を受けた場合、相談員は委員長へ報告することなく、学長へ報告するものとする。

2 前項の事態にあるとき、学長は委員長に代えて他の者を置き、第9条に定める事項にあっても同様の対応を図るものとする。

(審議)

**第11条** 学長及び委員長は、調査会の報告を受けて、必要と認める場合は、研究科委員会又は各キャンパス教授会あるいは理事会で審議する。

2 研究科委員会又は各キャンパス教授会あるいは理事会は、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導並びに措置に関して審議する。

(議決)

**第12条** 学長又は理事長は、研究科委員会又は教授会あるいは理事会の決議を受けて、行為者とされた者に対し必要な措置を講じる。

(告知及び不服申し立て)

**第13条** 学長又は理事長は、審議の結果を被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てができるものとする。

(雑則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

**第15条** この規程の改廃は各キャンパス教授会及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

## 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成13年10月5日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。